

平成28年4月1日より

## 中間検査の対象建築物等が変わります

### 1 適用区域

山梨県全域（甲府市の区域を除く。）

### 2 適用時期

平成28年4月1日以降に確認申請書を提出する建築物に適用されます。

なお、平成28年3月31日までに確認申請書を提出した建築物は従前の例によります。

### 3 中間検査を行う建築物

#### (1) 対象建築物

対象建築物	平成28年4月1日以降	旧指定との変更点
一の建築物（法第7条の3第1項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物	① 階数が3以上となるもの ② 延べ面積が500㎡を超えるもの	一戸建ての住宅で新築のもの（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）は、対象建築物として指定しない

#### (2) 特定工程及び特定工程後の工程

平成28年4月1日以降	旧指定
建築物が2以上ある場合は、それぞれの棟ごとに対象になるかどうかを判断する	建築物が2以上ある場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物の工程に係るもの

なお、中間検査を行う建築物の構造及びそれぞれの特定工程、特定工程後の工程は従前のとおり。

#### (3) 適用除外

平成28年4月1日以降	旧指定
①旧指定と変更無し	①法第18条又は法第85条の規定適用建築物
②法第68条の10第1項に規定する型式適合認定建築物(令第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)	②法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
③旧指定と変更無し	③建築主が地方公共団体である建築物
適用除外無し	④独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく資金の貸付等に係る建築物

### 山梨県告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七條の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成二十八年四月一日以後に法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成二十三年山梨県告示第六十号）は、廃止する。ただし、同日前に法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 中間検査を行う区域

県内全域（甲府市の区域を除く。）

#### 二 中間検査を行う建築物

一の建築物（法第七條の三第一項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物

1 階数が三以上となるもの

2 述べ面積が五百平方メートルを超えるもの

#### 三 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄筋コンクリ	主たる構造が木造	主たる構造がプレキャスト	主たる構造が上記に掲げる
---------------	-----------	-----------	--------------	----------	--------------	--------------

